

奈良県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	永田 誠克	葛城市北花内三九三
〃	長水 仁和	〃 六九六
〃	吉川 裕彦	〃 五四八
〃	吉村 宏一	〃 四〇六
〃	西川 照男	〃 三八八
〃	中井 謙之	〃 四七二
〃	井上 博之	〃 五四四
〃	芳村 雅史	〃 三七七
〃	生野 辰幸	〃 五〇八
〃	中島 太一	〃 四六二
監事	中川 佳三	〃 二七一
〃	中井 勝彦	〃 二四一―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	永田 誠克	葛城市北花内三九三
〃	長水 仁和	〃 六九六
〃	吉川 裕彦	〃 五四八
〃	吉村 宏一	〃 四〇六
〃	西川 照男	〃 三八八
〃	中井 謙之	〃 四七二
〃	井上 博之	〃 五四四
〃	芳村 雅史	〃 三七七
〃	生野 辰幸	〃 五〇八
〃	中島 太一	〃 四六二

〃 監事

中井 中川
勝彦 佳三

〃 〃

二四 二七
一 一
五